

福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項（2018年）

福島県においては、少子高齢化の進展に加え、東日本大震災の影響による人口減少等により様々な分野で人手不足が顕在化していることから、働き方改革などについて検討することにより、当県における魅力ある職場づくりを推進することを目的として、政労使から構成される会合を2015年から開催してきた。

2016年の第2回会合において、3つの柱を目標として掲げ、さらに昨年12月19日に開催した第3回会合では、その3つの目標の達成に向けて引き続き連携を強化するとともに、とりわけ中小企業における働き方改革の必要性を共有し、中小企業に対する支援の周知広報を構成員が互いに協力して取り組むことを確認した。

本日の会合においては、これら目標の達成に向けた1年間の取組について構成員全員で情報の共有を図るとともに、各構成員からも魅力ある職場の実現に向けた積極的な取組が紹介され、この1年間の取組の成果を全員で確認したところである。

さらに「働き方改革」を巡っては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が本年7月6日に公布され、2019年4月から順次施行されることとなり、働き方改革の取組を推進させることが、ますます重要となっている。職場環境や処遇の改善などを通じて「魅力ある職場づくり」に取り組んでいくことは、各企業と地域全体の発展に結び付くとの共通認識のもと、本推進協議会の構成員は、福島県における「魅力ある職場づくり」の実現のため、3つの目標の達成に向けて引き続き連携を図っていくとともに、働き方改革に関する支援について、その周知広報・啓発等により一層協力して努めていくものとする。

○ 働き方改革

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年12月24日閣議決定)を踏まえ、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下にする(平成32年度まで)。

○ 非正規雇用者の正社員転換

福島県正社員転換・待遇改善実現プラン(平成28年3月31日福島労働局策定)のとおり、ハローワークによる正社員就職・正社員転換数91,535人以上を実現する(平成32年度まで)。

○ 女性の活躍推進

第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)を踏まえ、民間企業課長相当職に占める女性の割合を15%以上にする(平成32年まで)。